

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市霊園使用許可証の再交付及び記載事項の変更	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例（以下「条例」）第20条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 再交付を受けようとする者は、堺市霊園使用許可証記載事項変更・再交付申請書に住民票の写し又は使用者本人であることを証明する書類を添えて申請しているか。 （同条例施行規則第12条）</p> <p>2. 記載事項の変更をする者は、堺市霊園使用許可証記載事項変更・再交付申請書に使用者本人であること及び記載事項の変更の事実を証明する書類を添えて申請しているか。 （同条例施行規則第13条）</p> <p>3. 使用許可証の再交付にあたる場合は上記書類に手数料200円を添えて申請しているか。 （条例第20条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日～7日
	標準処理期間を設定できない理由	